書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５号
石川県珠洲市三崎町寺家ツ部81番地、従前の住所石川県金沢市北安江４丁目17番31号
破産者　桜井　信芳
異議申述期間　平成24年９月11日まで
平成24年７月12日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第６号
石川県珠洲市三崎町寺家ツ部81番地、従前の住所石川県金沢市北安江４丁目17番31号
破産者　桜井　静子
異議申述期間　平成24年９月11日まで
平成24年７月12日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０１８号
東京都新宿区新宿３丁目17番７号
清算株式会社　株式会社泰山会
１　決定年月日　平成24年７月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第４号
富山市千石町４丁目３番７号
再生債務者　大仁酒造株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　富山市西山王町４番４号　久保法律事務所　弁護士　久保精一郎
平成24年７月10日　富山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
愛媛県四国中央市土居町上野2280番地
再生債務者　森高　康行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月９日　松山地方裁判所西条支部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
東京都新宿区西新宿６丁目24番１号、再生手続開始時の住所東京都中央区日本橋１丁目１番７号
再生債務者　株式会社福島グリーンシステム
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年７月11日　福島地方裁判所郡山支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２４号
千葉県印西市小林大門下１丁目14番地22
再生債務者　川村　信宏
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月13日から平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第８８号
埼玉県加須市柏戸４番地17
再生債務者　木元　貞則
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２号
石川県加賀市片山津温泉ヒ３番地の６
再生債務者　宮下　省吾
１　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再イ）第９５号
名古屋市緑区鳴海町字矢切99番地の２
再生債務者　小谷　好枝（旧姓木全）
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月８日から平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２５号
名古屋市天白区表山３丁目142番地
再生債務者　川上　　進
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月８日から平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第４号
岡山県真庭市上河内1485番地
再生債務者　沼　　宏明
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月８日から平成24年８月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（再イ）第２２２号
札幌市厚別区厚別南２丁目24番１―505号
再生債務者　平岡　正和
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２３９号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―112号
再生債務者　柴田　人志
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第６号
北海道滝川市有明町２丁目２番27号　有明ハイツ103号室
再生債務者　池田　武蔵
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２４年（再イ）第２０号
秋田市泉北３丁目５番15―401号
再生債務者　古木　善勝
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２２号
秋田市広面字碇５番地２
再生債務者　佐々木真司
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２３号
秋田市広面字碇５番地２
再生債務者　佐々木郁子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月16日から平成24年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部